

# 池田町 通学路交通安全運動プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成26年8月

池田町

池田町教育委員会

### 1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年7月～8月に関係機関と連携して通学路の緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「池田町通学路交通安全プログラム」を策定しました。今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

### 2. 通学路安全推進会議の設置（学校活性化委員会 研究委員会）

関係機関の連携を図るため、学校活性化委員会の研究委員会として、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」（以下「推進会議」という）を設置しました。

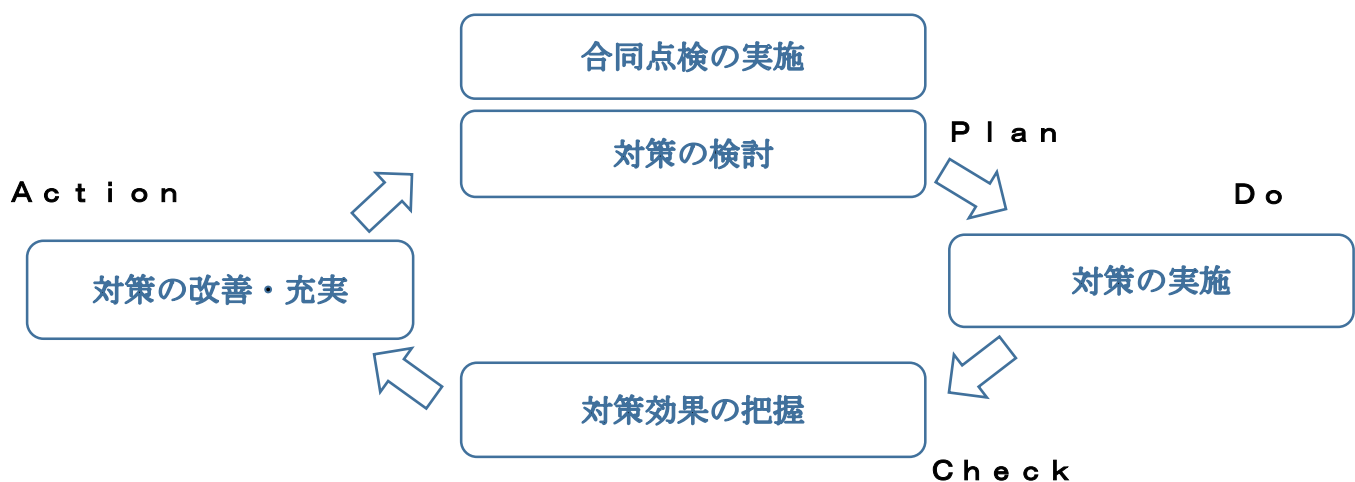
- ・大町警察署交通課
- ・大町建設事務所維持管理課
- ・池田町住民課
- ・池田町建設水道課
- ・池田、会染小学校 高瀬中学校
- ・池田、会染小学校 高瀬中学校 P T A会長
- ・池田町教育委員会

### 3. 取組方針

#### (1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



#### (2) 定期的な合同点検

#### ①危険箇所把握

- ・各学校で、年1回地区PTAからの報告により通学路の危険箇所を把握し、教育委員会へ連絡します。

#### ②合同点検の実施時期・体制

- ・①の報告を受け、2年に一度推進会議のメンバーにより合同点検を実施します。

#### (3)対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備のようなハード対策や交通規制・交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。
- ・合同点検を行わない年は、①の中で緊急に対策が必要な箇所について学校、教育委員会で点検を行い対策を検討し、推進会議メンバーに報告します。

#### (4)対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、円滑が進むよう、関係者間で連携を図ります。

#### (5)対策効果の把握

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、保護者、地区自治会等に状況をお聞きし、効果の把握を実施します。

#### (6)対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に努めます。

#### 4 箇所図・箇所一覧表の公表

- ・点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、小学校区ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。